

2020年(令和2年)6月1日

保護者様

明石市立明石商業高等学校
校長 橋本 浩二

「強い地震(震度5弱以上)」が発生した場合の対応について

本校では、明石市内または神戸市内に強い地震(震度5弱以上)が発生した場合の対応を、明石市の基本方針に則り、次のように定めています。

1 強い地震(震度5弱以上)への対応について

- (1) 登校前(在宅時等)に強い地震(震度5弱以上)が発生した場合
 - 学校施設や学区等の安全、交通機関等の状況が確認できるまでは、休校(自宅待機)とします。
 - 学校再開については本校ホームページに掲載します。
- (2) 登下校中に強い地震(震度5弱以上)が発生した場合
 - 自宅または本校及び避難場所のいずれか最適の場所を自ら選択し、崩壊や火災、津波等を避けながら避難してください。
 - 学校は保護者と連携して、登校していない生徒の安否確認を行います。
- (3) 授業時間中(含、部活動)に強い地震(震度5弱以上)が発生した場合
 - 原則、通学路や自宅のある地区の安全を確認したうえで、順次下校させます。通学手段となる交通機関が不通の場合、保護者の方等に迎えにきていただくようお願いします。迎えの可否については生徒または学校から連絡、確認を取らせていただきます。
 - 保護者の方等が迎えに来られない場合(道路の寸断等)は原則、学校で避難待機することになります。待機が長期化する場合は近隣の指定された避難場所に避難することもあります。
- (4) 明石市および神戸市以外に居住する生徒において、居住地域で強い地震(震度5弱以上)が発生した場合
 - (1)～(3)の対応を個別にさせていただきます。

2 その他

- (1) 震度4以下の地震が発生した場合
 - 周囲の安全を確認のうえ、通常通り授業を行います。

※ 市の基本方針が変更された場合は、それに伴う学校の対応策を再度、お知らせいたします。